

最低賃金適用除外許可状況

事 項		年	平 成 16 年			平 成 17 年			平 成 18 年		
			申 請	許 可		申 請	許 可		申 請	許 可	
			件 数	件 数	人 員	件 数	件 数	人 員	件 数	件 数	人 員
最低賃金法第8条第1号	精神の障害により著しく労働能力の低い者	(件)	(件)	(人)	(件)	(件)	(人)	(件)	(件)	(人)	
	身体障害により著しく労働能力の低い者	3,394	3,382	3,382	3,465	3,377	3,377	3,582	3,492	3,492	
	最低賃金法第8条第2号	試 の 使 用 期 間 中 の 者	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	最低賃金法第8条第3号	能開法施行規則に基づく職業訓練を受ける者	16	16	25	24	24	102	8	8	17
最低賃金法第8条第4号	則第4条 第2項第1号	所 定 労 働 時 間 の 特 に 短 い 者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	則第4条 第2項第2号	軽 易 な 業 務 に 従 事 す る 者	21	18	24	13	13	14	20	18	50
	則第4条 第2項第3号	断 続 的 労 働 に 従 事 す る 者	2,178	2,024	2,808	1,970	1,938	3,055	2,368	2,248	3,514
合 計			5,869	5,685	6,484	5,691	5,565	6,761	6,252	6,029	7,336